

# 登校許可書（インフルエンザ・コロナ以外の感染症） 東京学館高等学校

年 組 生徒氏名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登校可能

\* 登校後の注意事項（ )

医療機関名

医師名

(印)

該当疾患に○	疾患名	登校許可の基準 *以下の基準に基づき医師が判断する
	百日咳	特有のせきが消失するまで。または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
	結核	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	腸チフス	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	パラチフス	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	急性出血性結膜炎	学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症（ ) 出席停止措置が必要な疾患ではありません。学校長・養護教諭に相談してください。	

その他の感染症とは **出席停止の措置は必要ない** と考えられる感染症です。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症

第三種その他の感染症(※)については、出席停止の疾病ではない。

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる感染症です。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。

溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て登校可。
マイコプラズマ感染症	急性期以外は登校可。
感染性胃腸炎	嘔吐がなければ登校可。